

公立大学法人神戸市看護大学国際交流委員会規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第20号

公立大学法人神戸市看護大学国際交流委員会規程

(設置)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程(2019年4月規程第1号)第6条第1項の規定に基づき、本学の国際交流に関して調査審議するため、学長の下に公立大学法人神戸市看護大学国際交流委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。

- (1) 学長が指名する教員
- (2) 事務局長が指名する職員(前号の教員を除く。)

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 4 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 6 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国際交流に係る調査、企画並びに実施に関する事項
- (2) 海外の大学との協定に関する事項
- (3) 教育及び研究を目的とした教員の国際交流に関する事項
- (4) 学生の海外研修に関する事項
- (5) 海外の提携大学等との共同の教育研究活動及び情報交換に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、国際交流に関する事項

(議事録の作成)

第7条 委員長は、委員会を開いたときは、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教務学生課教務学生係において、処理する。

(施行細則の委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。